

- 系統連系
- 系統接続
- ミニモデル

系統連系協議

分散型電源発電設備等を系統連系するに当たっては、系統の電力品質(電圧・周波数等)や供給信頼度等の面で適切な運用を図る必要があります。その為、電力会社(一般送配電事業者)と発電設備等設置者とが、技術協調を図るために事前に協議することを「系統連系協議」と言います。系統連系に求められる技術要件については、「系統連系規程: JEAC9701」に記載されています。系統連系をするパワーコンディショナは案件毎に電力会社と系統連系協議を行う必要があります。

低圧連系する場合の系統連系申込書類の例※1

- 低圧電線路との系統連系協議依頼書
- 単線結線図
- 漏電遮断器の仕様がわかる資料
- ※ 単線結線図に記載がある場合は省略可
- パワコン・燃料電池・蓄電池等の資料

> 認証品(※)の場合 :

- ・ 認証証明書
- ・ 保護機能の整定範囲および整定値一覧表

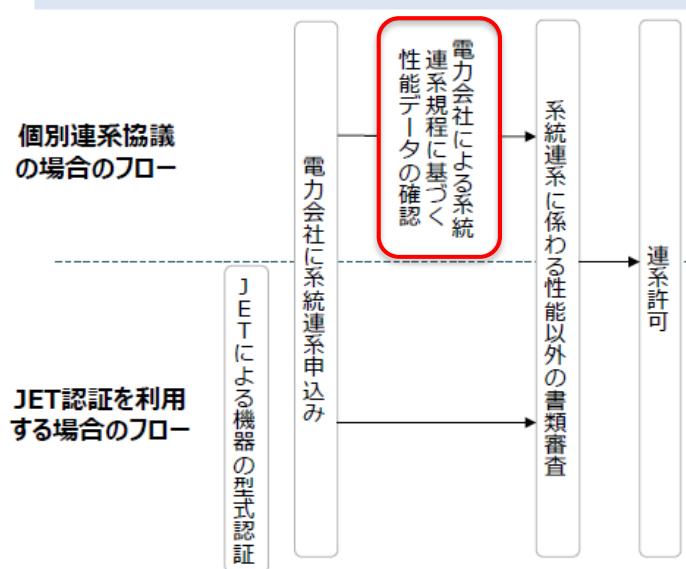
> 非認証品の場合 :

- ・ 試験成績書

※ 認証品とは、一般財団法人電気安全環境研究所(JET)、一般財団法人日本ガス機器検査協会(JIA)等の認証制度により認証された系統連系用保護装置および系統連系用インバータ等を指します。

低圧以外で連系する非認証品の試験成績書の一部試験においてはミニモデル試験結果で代替することができます。

系統連系協議のフロー※2



出典:

※1 東京電力エナジーパートナー「自家発電設備等からの系統連系に関する申込書類のご案内」

※2 資源エネルギー庁「分散型リソースの導入加速化に向けて」